

「看護小規模多機能型居宅介護」料金表

令和7年6月改定分

対象事業所： あすならホーム桜井、あすならホーム高田、あすならホーム畝傍

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は 10,17円

【基本サービス】

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1（月額料金）	12,447単位	126,585円	12,659円	25,317円	37,976円
要介護2（月額料金）	17,415単位	177,110円	17,711円	35,422円	53,133円
要介護3（月額料金）	24,481単位	248,971円	24,898円	49,795円	74,692円
要介護4（月額料金）	27,766単位	282,380円	28,238円	56,476円	84,714円
要介護5（月額料金）	31,408単位	319,419円	31,942円	63,884円	95,826円
要介護1（短期利用 1日につき）	571単位	5,807円	581円	1,162円	1,743円
要介護2（短期利用 1日につき）	638単位	6,488円	649円	1,298円	1,947円
要介護3（短期利用 1日につき）	706単位	7,180円	718円	1,436円	2,154円
要介護4（短期利用 1日につき）	773単位	7,861円	787円	1,573円	2,359円
要介護5（短期利用 1日につき）	839単位	8,532円	854円	1,707円	2,560円

※看護小規模多機能型居宅介護の基本利用料は、通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用（定額）ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

※月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

- ・登録日…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- ・登録終了日…利用者と当事業所の利用契約を終了した日

*月途中で入院があり、退院に向けての調整や入院時の状況報告を行いますのでその月は契約継続になり、1ヶ月単位の月額請求となります。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算/1日につき	30単位	305円	31円	61円	92円
認知症加算Ⅰ/1月につき	920単位	9,356円	936円	1,872円	2,807円
認知症加算Ⅱ/1月につき	890単位	9,051円	906円	1,811円	2,716円
認知症加算Ⅲ/1月につき	760単位	7,729円	773円	1,546円	2,319円
認知症加算Ⅳ/1月につき	460単位	4,678円	468円	936円	1,404円
認知症行動・心理症状緊急対応加算/1日につき	200単位	2,034円	204円	407円	611円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)/1回につき	20単位	203円	21円	41円	61円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)/1回につき	5単位	50円	5円	10円	15円
口腔機能向上加算(Ⅰ)/1回につき	150単位	1,525円	153円	305円	458円
口腔機能向上加算(Ⅱ)/1回につき	160単位	1,627円	163円	326円	489円
栄養アセスメント加算/1月につき	50単位	508円	51円	102円	153円
栄養改善加算/1回につき	200単位	2,034円	204円	407円	611円
排せつ支援加算(Ⅰ)/1月につき	10単位	101円	11円	21円	31円
排せつ支援加算(Ⅱ)/1月につき	15単位	152円	16円	31円	46円
排せつ支援加算(Ⅲ)/1月につき	20単位	203円	21円	41円	61円
若年性認知症利用者受入加算/1月につき	800単位	8,136円	814円	1,628円	2,441円
ターミナルケア加算/死亡月につき	2,500単位	25,425円	2,543円	5,085円	7,628円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,102円	611円	1,221円	1,831円
緊急時対応加算/1月につき	774単位	7,871円	788円	1,575円	2,362円
特別管理加算(Ⅰ)/1月につき	500単位	5,085円	509円	1,017円	1,526円

特別管理加算（Ⅱ）／1月につき	250単位	2,542円	255円	509円	763円
専門管理加算／1月につき	250単位	2,542円	255円	509円	763円
看護体制強化加算（Ⅰ）／1月につき	3,000単位	30,510円	3,051円	6,102円	9,153円
看護体制強化加算（Ⅱ）／1月につき	2,500単位	25,425円	2,543円	5,085円	7,628円
訪問体制強化加算／1月につき	1,000単位	10,170円	1,017円	2,034円	3,051円
遠隔死亡診断補助加算／1回につき	150単位	1,525円	153円	305円	458円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）／1月につき	3単位	30円	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）／1月につき	13単位	132円	14円	27円	40円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）／1月につき	1,200単位	12,204円	1,221円	2,441円	3,662円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）／1月につき	800単位	8,136円	814円	1,628円	2,441円
科学的介護推進体制加算／1月につき	40単位	406円	41円	82円	122円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）／1月につき	100単位	1,017円	102円	204円	306円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）／1月につき	10単位	101円	11円	21円	31円
サービス提供体制強化加算Ⅰ／1月につき	750単位	7,627円	763円	1,526円	2,289円
サービス提供体制強化加算Ⅱ／1月につき	640単位	6,508円	651円	1,302円	1,953円
サービス提供体制強化加算Ⅲ／1月につき	350単位	3,559円	356円	712円	1,068円
短期看護小規模多機能型サービス提供体制強化加算Ⅰ／1日につき	25単位	254円	26円	51円	77円
短期看護小規模多機能型サービス提供体制強化加算Ⅱ／1日につき	21単位	213円	22円	43円	64円
短期看護小規模多機能型サービス提供体制強化加算Ⅲ／1日につき	12単位	122円	13円	25円	37円

※初期加算については30日を超える入院後に利用を再び開始した場合も算定可能となります。

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。

どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

医療による訪問看護による減算	要介護1～3	要介護4	要介護5
末期の悪性腫瘍や別に厚生労働大臣が定める疾病等①により医療保険の訪問看護が行われる場合（1月につき）	925単位	1,850単位	2,914単位
急性増悪等により頻回の訪問看護が必要で主治医より特別訪問看護指示書が交付されて訪問看護が行われる場合（1日につき）	30単位	60単位	95単位

* 主治医が、末期の悪性腫瘍その他※①別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、基本料金より減算します。

高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
業務継続計画未策定減算	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数に1.0%を乗じた単位数

2024年6月より

（短期）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に14.9%を乗じた単位数
（短期）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に14.6%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員等処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められている加算です。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を足した金額とは、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額と差異が生じることがあります。